

宮城県農業土木工事施工管理基準 新旧対照表 (令和6年10月)

< 改定後 (令和6年10月) >

< 現行 (令和5年10月) >

< 改定理由 >

宮城県農業土木工事施工管理基準

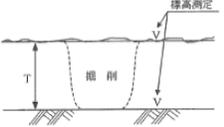
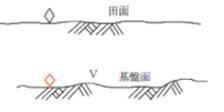
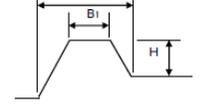
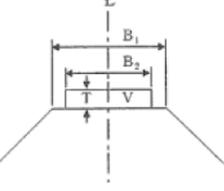
第1項 [略]

第2項 直接測定による出来形管理

1 共通工事 ～ 2 法面保護工事 [略]

3 ほ場整備工事

【国】  
・農林水産省の改正に準じて改定。

工 種	項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管理方式			測定箇所標準図	摘 要	
					管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			
3 ほ場整備工事	表土扱い 厚さ (T)	⊕20% ⊖15%	⊖20%	10m当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)	厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—			
	基盤整地 田面整地	基準高 (V)	指定したとき ⊕100	⊕150	10m当たり3点以上。 (標高測定する)	基準高、均平度で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1基準高は、基準面の高さとする。 2均平度は、基盤整地後と表土掘戻し後に測定する。
		均平度 (◇)	⊕35	⊕50						
	畦畔工	高さ (H)	⊕100 ⊖35	⊖50	施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。 施工延長を示さない場合は、1耕区につき1箇所の割合で測定する。	高さ、幅で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
幅 (B)		⊕100 ⊖35	⊖50							
道路工 (砂利道)	基準高 (V)	指定したとき ⊕100	⊕150	幹線道路は、施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。 支線道路は、施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。	基準高、厚さ、幅で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		舗装を行うときは、「7農道工事」を適用する。	
	厚さ (T)	⊕30	⊖45							
	幅 (B)	⊕150 ⊖100	⊖150							
	施工延長		⊖0.2% ただし延長200m未満 ⊖400							

宮城県農業土木工事施工管理基準 新旧対照表 (令和6年10月)

<p>4 暗渠排水工事 ～ 14 ため池工事 [略]</p> <p>第3項 ～ 第5項 [略]</p>		
---	--	--